

「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（別紙）の一部改定案に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

NO.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>(1) 本件改定案は、「不正所得」を基準に線引きを行っています。</p> <p>しかし、脱税には、所得税と法人税だけでなく、消費税等の場合もありうると思います。</p> <p>したがって、「不正所得」ではなく「脱税額」で線引きを行うべきだと思います。</p>	<p>脱税等の額を基に処分の量定を定めた場合、我が国の所得税等の税率は累進課税方式となっていることから、高額所得者ほど基本となる処分の量定が重くなることとなります。よって、公平を期するためには、不正所得（課税標準）を基準にすべきだと考えます。</p> <p>なお、懲戒処分等の決定に当たっては、不正所得金額以外の事情も総合的に勘案して判断することとなります。</p>
	<p>(2) また、本改定案は、「刑事訴追の対象となった場合」を想定したものです。不正所得ではなく脱税額であっても、起訴されるケースとしては、2000万円でも少ない方だと思います。</p> <p>したがって、前記のように「脱税額」を基準とした場合でも、基準額は2000万円が適切だと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本改定案は「刑事訴追の対象となった場合」だけでなく、「税理士法違反による業務停止処分が行われた場合等重大な場合」も想定しています。</p>
2	<p>反対します。現行でも軽い印象を受けます。絶対にやってはいけない抑止力となるよう、むしろ罰則は厳罰化すべきです。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
3	<p>改定案に賛成です。</p> <p>公認会計士資格の特性を考えると、例えば、税務分野であろうと、また、少額であろうと刑事訴追や税理士法違反</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>の対象となる悪質な行為は許されるものではありません。</p> <p>今回のように、処分対象となる金額がより少額となり、基準が厳しくなることは好ましいことであると思いません。</p>	
4	<p>今回改定の対象となった懲戒事由では、自己脱税について、「刑事訴追の対象となった場合」や「税理士法違反による業務停止処分が行われた場合」を例示していますが、後者は、税理士法上の行政処分と公認会計士法上の行政処分がそれぞれ行われています。したがって、以下の明示が必要であり、これらについて合理的な根拠が明示されなければ賛成できません。</p> <p>(1) 改定の必要性の明示</p> <p>現在の基準において生じている不都合、弊害、問題等が具体的かつ明確に提示されなければ、改定の必要性を判断することは困難であることから、改定的前提となる事実を明示すべきです。</p> <p>(2) 基準額の根拠の明示</p> <p>不正所得の高額と少額を区別する基準額が1億円から2,000万円に引き下げられますが、2,000万円とする根拠を明示すべきです。</p>	<p>公認会計士による法令違反のうち、税理士としての自己脱税は、税理士法上の税理士の使命に照らし、法目的を逸脱するものになることから、信用失墜行為として厳格に処分されます。</p> <p>また、公認会計士法上、公認会計士は「監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する」ことを使命とすることとされており、公認会計士による自己脱税は、こうした公認会計士の使命に照らし、求められている高い倫理を欠くことから、公認会計士法第26条違反(信用失墜行為)として厳正に処分される必要があります。</p> <p>平成17年の旧処分基準策定後の自己脱税事案の積み重ねの中で、現行の基準では上記の趣旨に基づく対応が、必ずしも十分に行えない場合があり得ると考えられたことから、今般、基本量定の見直し及び処分基準の一部改定を行うこととしたものです。</p> <p>なお、不正所得の基準額(2,000万円)は、過去の処分事例の状況や処分基準全体のバランス等を総合的に勘案したものです。</p>